

岩手中部広域行政組合告示第 号

岩手中部広域行政組合同規約（平成14年岩手県指令市町村第816号）の一部を変更したので公表する。

令和8年1月8日

岩手中部広域行政組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文



（変更の概要）

岩手中部広域行政組合が共同処理する事務に要する経費に充てる関係市町の負担金の割合を変更する。

（施行期日）

この規約は、令和8年4月1日より施行する。

岩手中部広域行政組合格約

平成 14 年 11 月 1 日  
岩手県指令市町村第 816 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、岩手中部広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める事務のうち、次に掲げるもの。

ア 関係市町の全区域を対象とする一般廃棄物処理計画の策定

イ アの一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。以下同じ。）の設置、管理及び運営

ウ 一般廃棄物の中継運搬

(2) 地域振興施設の設置、管理及び運営に関すること。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、岩手県北上市和賀町後藤 3 地割 60 番地に置く。

(議会の組織及び議員の選出の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、11 人とし、次の区分により関係市町の議会において、議員のうちから選挙する。

花巻市 3 人

北上市 3 人

遠野市 3 人

西和賀町 2 人

(組合議員の任期等)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第 7 条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(当選人の報告)

第 8 条 関係市町の議会において組合議員の選挙により当選人が決まったときは、当該議会の議長は、直ちに当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(欠員の報告)

第9条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、関係市町の長は、遅滞なくこれを管理者に報告しなければならない。

(選挙の通知)

第10条 組合議員の選挙を行うべき事由が生じたときは、管理者は、関係市町の長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係市町の長は、当該関係市町の議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(補欠選挙)

第11条 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員の組合議員の属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

2 前項に係る報告については、第8条の規定を準用する。

(管理者)

第12条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、北上市長の職にある者をもって充てる。

(副管理者)

第13条 組合に副管理者4人を置く。

2 副管理者は、北上市長を除く関係市町の長及び北上市副市長の職にある者をもって充てる。

第14条 削除

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、非常勤とする。

(補助職員)

第16条 組合に職員を置く。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(経費の支弁方法)

第17条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国県支出金

(3) 使用料、手数料及びその他の収入

(負担金)

第18条 前条第1号の関係市町の負担金の割合は、別表に定めるところによる。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 平成 14 年度における組合の経費の負担割合は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、人口割とする。
- 3 平成 31 年度及び平成 32 年度における第 18 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「当該地域振興施設の利用割」とあるのは、「人口割」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月24日岩手県指令市町村第1471号）

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年3月16日岩手県指令市町村第1120号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成20年3月13日届出）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月18日岩手県指令市町村第688号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成 27 年度から平成 29 年度までにおける変更後の第 18 条第 1 項第 2 号の負担金の割合は、次の表のとおりとする。

経費	年度	負担割合
北上市に設置する施設の管理及び運営に要する経費並びに当該施設から最終処分場等までの区間の一般廃棄物の中継運搬に要する経費	平成 27 年度及び平成 28 年度	均等割 10 分の 1.5 処理割 10 分の 8.5
	平成 29 年度	均等割 10 分の 1.5 処理割の基準となるべき数値と利用割の基準となるべき数値の合計により算定した割合 10 分の 8.5
遠野市に設置する施設の管理及び運営に要する経費並びに当該施設から北上市に設置する施設までの区間の一般廃棄物の中継運搬に要する経費	平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度	均等割 10 分の 1.5 遠野市 10 分の 8.5

附 則（平成25年3月18日届出）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月28日届出）

この規約は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 7 月 7 日岩手県指令市町村第367号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 18 条関係）

対象経費	対象施設等	負担市町	負担割合
一般廃棄物処理施設の設置及び地方債の元利償還に要する経費	広域可燃ごみ処理施設	関係市町	人口割 10 分の 2 処理割 10 分の 8
	広域不燃ごみ処理施設	花巻市 北上市 西和賀町	人口割 10 分の 2 処理割 10 分の 8
	遠野市に設置する中継施設	遠野市	10 分の 10
一般廃棄物処理施設の管理及び運営に要する経費	広域可燃ごみ処理施設	関係市町	均等割 10 分の 1.5 処理割 10 分の 8.5
	広域不燃ごみ処理施設	花巻市 北上市 西和賀町	均等割 10 分の 1.5 処理割 10 分の 8.5
	遠野市に設置する中継施設	遠野市	10 分の 10
一般廃棄物の中継運搬に要する経費	遠野市に設置する中継施設から広域可燃ごみ処理施設までの区間	遠野市	10 分の 10
地域振興施設の設置及び地方債の元利償還に要する経費	地域振興施設	関係市町	均等割 10 分の 2 人口割 10 分の 8
地域振興施設の管理及び運営に要する経費	地域振興施設	関係市町	均等割 10 分の 1.5 利用割 10 分の 8.5
議会及び組合の事務局に要する経費		関係市町	均等割 10 分の 2 人口割 10 分の 8

備考 1 対象経費は、当該経費に充当すべき国庫支出金、使用料、手数料及びその他の収入を控除した額とする。

2 人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

- 3 処理割の基準となるべき数値は、前々年度のごみ処理量の実績によるものとし、対象施設ごとに算定する。
- 4 利用割の基準となるべき数値は、前々年度の地域振興施設の利用実績によるものとする。

岩手中部広域行政組合規約の一部を変更する規約

岩手中部広域行政組合規約（平成14年岩手県指令市町村第816号）の一部を次のように変更する。

変更前	変更後
<p>(負担金)</p> <p>第18条 前条第1号の関係市町の負担金の割合は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>一般廃棄物処理施設の設置及び地方債の元利償還に要する経費については、当該事業に充当すべき補助金、手数料及びその他の収入を除き、10分の2を人口割とし、10分の8を処理割とする。</u></p> <p>(2) <u>一般廃棄物処理施設の管理及び運営に要する経費並びに一般廃棄物の中継運搬に要する経費については、当該事業に充当すべき手数料及びその他の収入を除き、10分の1.5を均等割とし、10分の8.5を当該一般廃棄物処理施設の利用割とする。</u></p> <p>(3) <u>地域振興施設の設置及び地方債の元利償還に要する経費については、当該事業に充当すべき補助金、使用料及びその他の収入を除き、10分の2を均等割とし、10分の8を人口割とする。</u></p> <p>(4) <u>地域振興施設の管理及び運営に要する経費については、当該事業に充当すべき使用料及びその他の収入を除き、10分の1.5を均等割とし、10分の8.5を当該地域振興施設の利用割とする。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定する経費以外の経費については、10分の2を均等割とし、10分の8を人口割とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とし、処理割の基準となるべき数値は、前々年度のごみ焼却処理の実績によるものとし、利用割の基準となるべき数値は、前々年度の一般廃棄物処理施設又は地域振興施設の利用実績によるものとする。</u></p> <p>附 則 1～3 [略]</p>	<p>(負担金)</p> <p>第18条 前条第1号の関係市町の負担金の割合は、<u>別表に定めるところによる。</u></p> <p>附 則 1～3 [略] 別表（第18条関係）</p>

対象 経費	対象施設 等	負担 市町	負担割合
一般廃 棄物処 理施設 の設置 及び地 方債の 元利償 還に要 する経 費	広域可燃 ごみ処理 施設	関係市 町	人口割 10分の2 処理割 10分の8
	広域不燃 ごみ処理 施設	花巻市 北上市 西和賀 町	人口割 10分の2 処理割 10分の8
	遠野市に 設置する 中継施設	遠野市	10分の10
一般廃 棄物処 理施設 の管理 及び運 営に要 する経 費	広域可燃 ごみ処理 施設	関係市 町	均等割 10分の 1.5 処理割 10分の 8.5
	広域不燃 ごみ処理 施設	花巻市 北上市 西和賀 町	均等割 10分の 1.5 処理割 10分の 8.5
	遠野市に 設置する 中継施設	遠野市	10分の10
一般廃 棄物の 中継運 搬に要 する経 費	遠野市に 設置する 中継施設 から広域 可燃ごみ 処理施設 までの区 間	遠野市	10分の10
地域振 興施設 の設置 及び地 方債の 元利償 還に要 する経 費	地域振興 施設	関係市 町	均等割 10分の2 人口割 10の8
地域振 興施設	地域振興 施設	関係市 町	均等割 10分の

<u>の管理 及び運 営に要 する経 費</u>			<u>1.5 利用割 10分の 8.5</u>
<u>議会及 び組合 の事務 局に要 する経 費</u>		<u>関係市 町</u>	<u>均等割 10分の2 人口割 10分の8</u>

備考 1 対象経費は、当該経費に充  
当すべき国庫支出金、使用  
料、手数料及びその他の収入  
を控除した額とする。

2 人口割の基準となるべき人  
口は、最近の国勢調査による  
人口とする。

3 処理割の基準となるべき数  
値は、前々年度のごみ処理量  
の実績によるものとし、対象  
施設ごとに算定する。

4 利用割の基準となるべき数  
値は、前々年度の地域振興施  
設の利用実績によるものとし  
る。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。